

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、予備免許及び申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第8条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

(1) A (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) 空中線電力 (5) B

② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、 A を延長することができる。

③ 総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は B の指定の変更を申請した場合において、 C ときは、その指定を変更することができる。

A	B	C
1 工事落成の期限	運用許容時間	混信の除去その他特に必要があると認める
2 工事落成の期限	無線設備の設置場所	電波の規整その他公益上必要がある
3 免許の有効期間	運用許容時間	電波の規整その他公益上必要がある
4 免許の有効期間	無線設備の設置場所	混信の除去その他特に必要があると認める

【解答】 1

予備免許で指定されるのは工事落成の期限や運用許容時間などです。

Cは、「混信の除去その他特に必要があると認める場合」です。

[2] 次の記述のうち、総務大臣から無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が、許可に係る無線設備を運用するために執らなければならない措置に該当するものはどれか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なくその工事が終了した旨を総務大臣に届け出ること。
- 2 無線設備の変更の工事を実施した旨を免許状の余白に記載し、その写しを総務大臣に提出すること。
- 3 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められること。
- 4 登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められること。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

【解答】 3

3と4で迷いそうですが、3のように規定されています。

[3] 次の記述のうち、「実効輻射電力」の定義に該当するものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- 2 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- 3 「実効輻射電力」とは、空中線系の給電線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- 4 「実効輻射電力」とは、空中線系の給電線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。

【解答】 2

この問題も1と2で迷いそうですが、絶対利得 0dB の理想アイソトロピックアンテナは実在せず、実現可能なアンテナとして最も基本的なものはダイポールアンテナですから、これを基準とした相対利得を使います。

[4] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の A B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A

- 1 周波数の偏差及び幅
- 2 周波数の偏差
- 3 周波数の偏差
- 4 周波数の偏差及び幅

B

- 高調波の強度等
- 高調波の強度等
- 空中線電力の偏差等
- 空中線電力の偏差等

【解答】 1

大変重要な条文ですから、必ず覚えておきましょう。

- 〔5〕 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式について述べたものである。各記号とその表す内容に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	D 7 D	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	F 3 E	角度変調であって、周波数変調	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
3	G 1 C	角度変調であって、位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	テレビジョン（映像に限る。）
4	P 0 N	パルス変調であって、無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

【解答】 3

G1Cの「1」は、変調のための副搬送波を使用しないものを指します。

[6] 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第42条及び第79条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、無線従事者の免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めて A することができる。
- ② 無線従事者は、①の規定により無線従事者の免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から B 以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- ③ 総務大臣は、①の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から C を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A	B	C
1 その業務に従事することを停止	1 箇月	5 年
2 無線設備の操作の範囲を制限	1 箇月	2 年
3 その業務に従事することを停止	1 0 日	2 年
4 無線設備の操作の範囲を制限	1 0 日	5 年

【解答】 3

このように規定されています。なかなか覚えにくいのですが、数をこなしてイメージしていきましょう。

[7] 次の記述は、無線通信(注)の秘密の保護について述べたものである。電波法(第59条及び第109条)の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□Aを傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る□Bの秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ □Cがその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の相手方に対して行われる無線通信	無線通信	無線通信の業務に従事する者
2 特定の相手方に対して行われる無線通信	暗語による無線通信	無線従事者
3 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	暗語による無線通信	無線通信の業務に従事する者
4 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	無線通信	無線従事者

【解答】 1

極めて重要な条文です。必ず覚えておきましょう。

[8] 次の記述のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当するものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実用化試験局を運用するとき。
- 2 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 3 工事設計書に記載された空中線を使用することができないとき。
- 4 総務大臣が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

【解答】 2

このように規定されています。

[9] 次の記述は、非常の場合の無線通信等について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、**A**の確保又は秩序の維持のために必要な通信を**B**に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により**B**に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。
- ③ 総務大臣は、①に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- ④ 総務大臣は、③に規定する措置を講じようとするときは、**C**の協力を求めることができる。

	A	B	C
1	交通通信	電気通信事業者	無線従事者
2	交通通信	無線局	免許人又は登録人
3	電力の供給	無線局	無線従事者
4	電力の供給	電気通信事業者	免許人又は登録人

【解答】 2

これも極めて重要な条文です。

[10] 無線局（登録局を除く。）の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に関する次の記述のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 期間を定めて行う電波の型式の制限
- 2 期間を定めて行う周波数の制限
- 3 期間を定めて行う空中線電力の制限
- 4 期間を定めて行う運用許容時間の制限

【解答】 1

周波数、空中線電力、運用許容時間は制限されることがありますが、電波の型式については規定されていません。

[11] 総務大臣がその職員を無線局（登録局を除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合に関する次の記述のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき。
- 3 無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めて臨時に電波の発射の停止を命じた無線局から、その発射する電波の質が同条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。
- 4 無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受けた免許人から、その措置の内容について報告があったとき。

【解答】 4

このように規定されています。

[12] 次の記述は、無線局の廃止に伴う免許状の返納について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 その免許状を返納しなければならない。

A	B
1 廃止する	1 箇月以内に
2 廃止した	1 箇月以内に
3 廃止する	遅滞なく
4 廃止した	遅滞なく

【解答】 1

たまに出題される問題です。「廃止するときは」「一箇月以内に」です。